岡山市医師会費

個人定額会費

会 員 区 分		年 会 費
開業会員 (個人病院長を含む)	院長·所長	90,000円 (★高齢減免の場合、50,000円) (◆卒後5年目までの場合、0円)
勤務会員	院長·所長	90,000円 (★高齢減免の場合、50,000円) (◆卒後5年目までの場合、0円)
	普通会員	15,000円 (★高齢減免の場合、3,000円) (◆卒後5年目までの場合、0円)
	* 研修医	O円
診療せず会員		15,000円 (★高齢減免の場合、3,000円) (◆卒後5年目までの場合、0円)

施設負担金

区分		年 会 費
法人診療所	診療所	90,000円 (★高齢減免の場合、負担なし)
法人病院		360,000円
公的病院		200,000円
公的•会社診療所		30,000円

◎ 開業時負担金 150万円(3親等以内の親族継承は半額)

- ◎ 会館建設運営醵出金(14年間醵出)(病院等を除く)
 - ※開業の次年度より醵出

(当初11年間) 44,000円(均等割 24,000円+施設割 20,000円)

(残り 3年間) 20,000円(施設割 20,000円)

- ★ 高齢減免…本会会員で10年以上経過し、かつ満77歳(4月1日現在)に達した会員。
- ◆ 医師法に基づく研修医及び卒後5年目までの会員。